

三田市発注予定工事情報の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三田市が施工する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の入札・契約に関する発注予定工事情報を公表することにより、入札・契約制度のより一層の透明性・競争性を確保することを目的とする。

(対象工事)

第2条 発注予定工事情報の公表対象は、発注予定額が250万円以上の発注が見込まれる工事とし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事とする。ただし、その行為を秘密にする必要があるものを除く。

(公表の範囲)

第3条 発注予定工事情報の公表範囲は、予定工事名、工事場所、工期、工事概要、工種、入札及び契約の方法とし、四半期単位の入札（随意契約）予定時期とする。

(公表の時期)

第4条 発注予定工事情報の公表時期は、当該年度4月1日とし、当該日において、当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算成立の日以後遅滞なく公表するものとする。

- 2 補正予算時において、計上された建設工事についても前項の規定に準じて当該年度の10月1日を目途として公表する。
- 3 既に公表した工事に関し、追加、削除、変更等が生じた場合は、毎月1日を目途に公表する。
- 4 公表の期間は、当該年度末までとする。

(公表の方法)

第5条 公表の方法はインターネットによる三田市ホームページ及び契約担当課における閲覧とする。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。